

平成 26 年 3 月 14 日参議院予算委員会議事録

○委員長（山崎力君） 次に、松沢成文君の質疑を行います。松沢成文君。

○松沢成文君 みんなの党の松沢成文でございます。

私は、先日の予算委員会で、この席で、国が多く株を持つ、財務省の監督下にある J T、日本たばこ産業株式会社、この経営内容について様々な問題があるということをお指摘させていただきました。そして、その質問の最後に、やはり J T の社長さんをこの委員会に参考人でお招きして様々な質問をしないと J T の実態は分からないということで、参考人の招致をお願いしましたが、理事会で協議が調わずに、残念ながら今日、J T の社長さんはいらしていただいております。ただ、今日は行政改革が一つのテーマでありますので、やはり私は、この J T という会社、今のままではまずいと思いますので、更に質問をさせていただきます。

先日の委員会で、J T の社長の報酬が一億五千六百万円、この中にはストックオプションまで付いていると。同じ国の特殊会社である日本郵政あるいは N T T の社長の給与は一億円行っていません。断トツに高いんですね。そして、取締役の平均報酬も六千二百七十万円、これも N T T や日本郵政よりもぐんと高い。J T はすごい高額な報酬を役員や社長に出しているわけなんです。

さて、もう少し伺いますけれども、これ財務省の方に伺いますが、J T の顧問あるいは相談役の人数、あるいは勤務日数、合計の報酬額及び平均の報酬額を教えてください。

○政府参考人（林信光君） J T に確認したところ、現在、まず相談役はいないということでございます。顧問でございますが、役員経験者の顧問が七名、専門知識や職歴を生かしたアドバイザーとしての顧問が二十七名、合計三十四名が顧問として在籍しているということでございます。

勤務日数について確認いたしましたところ、役員経験者の顧問のうち報酬を得ている三名についてはほぼ毎日勤務実態がある、その他の専門知識等を生かしたアドバイザーとしての顧問については、勤務形態や契約内容がまちまちであるため、平均的な勤務日数を示すことは困難ということでございました。

また、顧問の報酬につきまして J T に確認したところでございますが、役員経験者の顧問七名のうち報酬を得ているのは三名であり、合計報酬は二千四十万円、平均いたしますと六百八十万円、それ以外の顧問二十七名の合計報酬額は二億三百十九万円、平均報酬額は約七百五十万円と聞いております。

○松沢成文君 顧問が何と二十七人。日本郵政の顧問の数が二十三人でかなり議論になりましたけれども、これだけたくさんの顧問がいる。その中で、役員経験者といいますか、社長、会長の経験者、私が把握するところ五人ですね。そのうちの四人が旧大蔵省あるいは財務省の O B であります。俗に言う天下りの方なんですよね。顧問の平均報酬等とは、たくさんいろんな種類の顧問がいるのでそんなに多くないようでもございました。

さあ、そこで、今日は官房長官にお出ましをいただいております。先般、官房長官は、日本郵政グループ三社の顧問が二十四人もいて、それで報酬の総額が二億三千万、一人当たりになると一千万近い報酬を得ていると、これは高過ぎるということでありました。それで、それを総務大臣に指示して、総務大臣の指示もあったのでしょう、顧問の方は全員辞めたということでございます。

さあ、そこで官房長官、顧問の平均の報酬額は、JTは日本郵政よりも高くなかったですね。ただ、社長が何と一億五千六百万円、ストックオプションまで付いている。それから、役員 averages が五千九百万円ですね。JTを監督する財務大臣の報酬は三千万ないそうです。監督されるJTの社長の報酬が何と一億五千六百万円、役員報酬、平均報酬ですら五千九百万円。財務大臣や官房長官の報酬よりもぐっと多いわけですよ、監督されるJTがね。

これ、官房長官どう思いますか。私は、やはりこれは多過ぎると。だって、国が監督する特殊会社ですから、そういう意味じゃJTもNTTも同じ現業を担当する特殊会社なんです。ですから、ここは、総務省に顧問の数も給与も多過ぎると、しっかり改革せいと官房長官言ったわけですから、ここは、今度財務大臣にJTの社長もあるいは役員報酬も多過ぎると、改革せいと一言言っていただくと、私は改革が進むんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○国務大臣（菅義偉君） 私はさきの予算委員会の中で、いわゆる日本郵政については今委員の指摘のようなことを申し上げました。それは、日本郵政は一〇〇%国が株式を保有をしております。そして、これから株の上場を目指している、そういう会社でありますから、経営の効率化だとか透明化というのは強く求められる会社である、そのように考えておりましたので、幾ら何でもそこはしっかりと、国民にとって大切な会社ですから、説明する責任があるということを私は申し上げました。

一方、JTでありますけれども、平成六年に株式を上場し、既に民間の方が三分の二株式を所有をしております。そして、市場にさらされているわけありますから、長年会社としてのやはり経営判断というものは、そこは尊重されるべきだろうというふうに思います。日本郵政とは全く違うというふうに私は考えておりますので、必ずしも同列に議論することは、これはやはり違うんだらうというふうに思います。

しかし、このJTといえども、特別な、今言われましたけれども、この法律に基づく会社であることはこれ事実でありますので、その経営が適切に行われていくよう会社の状況に応じて所管大臣に必要な指導監督が行われるべきであらうというふうに思います。

○松沢成文君 まあ、株式上場を目指して経営の効率化を図らねばいけないときに、大勢の顧問や高額報酬を得ているのは全く国民に理解されないと、こういうふうに先般言っているんですね。確かに、まだ日本郵政は全部国が株を保有しています。一方、JTは三分の一ですね。こっちの方が民営化が進んでいるといえれば進んでいるんです。

ただ、経営の効率化を図らなければいけないのは、株を何%保有しているからじゃないん

です。J Tだって経営の効率化を図ってもらわないと、国は筆頭株主ですから、非効率な経営をしていて株価が下がれば損をするのは国民なんです、三分の一の株を国が持っているわけですから。ですから、そういう意味では、全部上場していない会社と、国が持っている会社ともう民間に上場している会社、ここは違わないんですね。経営の効率を図らなければいけないのは、これ両方ともそうなんです。株価が下がれば政府の保有する株式の資産としての価値も下がるので、これは国が利益を損なうことになるわけですね。

私、ある文書を発見したんですけれども、昨年、J Tの株を、政府保有株を二分の一から三分の一に下げました。これは復興財源に使っていかうということだったんですけれども、そのときに、財政審議会、財政制度審議会ですか、J T株の政府保有義務見直しに関する留意事項というのが出ているんですね。その中で、政府が株式を保有している以上は、J Tの事業運営が適切に行われるよう株主としての権利を適切に行使する必要があると、こう出ているんです。ですから、政府が株式を持っている以上、J Tの放漫経営は許されないんだと。株主として、社長の報酬高過ぎるんじゃないか、役員の報酬高過ぎるんじゃないか、これ厳しく指摘しなきゃいけないんです。そういう意味では、株をどれだけ持っているかという問題ではなくて、政府が株を持っている以上、特殊会社なんですから、しっかりと指導していただきたいなというふうに思います。

委員長、官房長官お忙しいでしょうから、ありがとうございました。

○委員長（山崎力君） よろしゅうございますか。それでは、御退席いただいて結構でございます。

○松沢成文君 さて、総理、今官房長官からお話もありました。今、日本政府が株を持っている現業の大きな特殊会社というのは、日本郵政、そしてNTT、それからJ Tと三つございます。それで、私は日本郵政に対して、顧問が多いとか、あるいは顧問報酬の総額が多いとか、こうやって政府を支持しているわけですね。改革を支持しているわけです。そうであれば、同じ特殊会社、政府が監督権限を持っている会社、これについてはやはりしっかりと同じ基準で改革を促さなければ私は不公平だと思うんですよ。

実は、J Tの顧問の中に総理の少年時代の家庭教師であった本田勝彦さんもいらっしゃるんですね。こうやって関係者もおられますけれども、私は、J Tの役員あるいは顧問、相談役も含めてしっかりと、国の特殊会社としては余りにもやり過ぎじゃないかとこれ訴えていくのが私は総理大臣のリーダーシップだと思いますが、いかがでしょうか。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） 日本郵政もJ Tも資本の全部又は一部が国による出資を受けている特別な会社であり、より高い社会的責任を負う会社であるという点においては共通性があるというふうに考えております。

他方で、日本郵政はこれから株式上場を目指していく会社であり、株式上場を果たしてから二十年以上市場の評価を受ける中で会社としての経営判断を重ねてきたNTTやJ Tとは必ずしも同列に論ずることはふさわしくない面もあるのではないかと、このように思います。このため、NTTやJ Tに対して、その顧問の在り方等について政府として直ちに見

直しを求めるといった考え方は持っておりません。

いずれにいたしましても、NTTやJTについては引き続き市場による評価を受ける中におきまして適切な経営判断がなされていくことを期待するとともに、それぞれの会社の置かれた状況に応じまして、各所管大臣において必要な指導監督が適切になされていくものと考えます。

○松沢成文君 まあそういう答えですけれども、先ほど言ったように、政府が株式を保有している以上、JTの事業運営等が適切に行われるよう政府が株主としての権利を適切に行使する必要がある、きちっと経営指導をせよというふうに政府の財政審議会の方からこういう方針が出ているわけですね。今後、是非ともその方針にのっとってやっていただきたいと思えます。

総理、私は、郵政事業、電気通信事業、たばこ事業、これ、それぞれ特殊会社でやってもらっているわけですね。郵政事業や電気通信事業、つまり郵便の配達とか電話の事業というのは、これユニバーサルサービスとして公共性があると、民間の論理だけで経営させると過疎地なんかでサービスが滞っちゃう可能性もある。だから、公共性があるから、国も関与して特殊会社をつくってやってもらっているんですね。

じゃ、それに対してたばこ事業、たばこ事業のどこに公共性があるんでしょうか。私は、たばこは今健康に悪いから消費を抑えて規制をすべき商品なんです。それは、昔は税金たくさん取れたし、これ、みんなでやればたばこ事業が国にいい効果をもたらしてくれるというような、そういう時代、専売公社の時代、あるいは専売事業としてやっていた時代、分かります。もう今時代は変わっちゃっているんです。もう世界では、たばこは健康に悪いから規制してできるだけ消費を抑えよう、そういう財なのに、これを国が関与してたばこ事業をやり続けなければいけない公共性がどこにあるのか、私は全く分からないんです。

総理、それを国民に分かりやすく、たばこ事業の公共性、説明していただけますか。

○国務大臣（麻生太郎君） たばこのお話を今されておられましたので、まずは、仮にも上場している会社に対して、給料が高いのはどうだという話を民間会社にやるのは、給料を上げるという話も今度、やりましたばかりですけれども、どうですかね、仮にも上場している会社ですよ。三分の二の人たちはこの株を持っているわけですから、その人たちが認めた株主総会でこれは多分通っているはずですから、当然のことなんじゃないんですかね。と、まず基本的に、私、監督官庁じゃなくても普通にそう思うと、まずはそう思います。

それから、税金をとおっしゃいますけど、失礼ですけど、これ、どれくらい税金を納めておられるかという、神奈川県というのはきっと豊かな県なんだろうけれども、少なくとも地方ではまず一兆円以上をここから地方税としてみんなたばこから頂戴していると思います。国税としても一兆円はあると思いますね。

そのほかにも、昔はどうでしょう、少なくともJRもこれ一千億円ずつづつもらっていて、たばこを禁煙にされましたものですから、あなた、金をもらって禁煙にするという、ふざけているじゃないかという話を当時総務大臣か何かとしたような記憶がありますんです

が。

とにかく、いずれにしても、ここのところが役に立っておらぬのじゃないかというお話ですけれども、間違いなく多額の税金を納めていただいているというのが我々の立場であることもひとつ御理解をいただいております。

もう一点言わせていただければ、ここはたしかスタートのとき、いわゆる国会議員が差し込んでこのようにしてくれという話で、たしか山中貞則先生だったと思いますけれども、やかましくみんな言われたはずですよ、これ。あの当時、断固差し込むなという話で、これ自由にさせてやれという話だった。

それで、皆何となくそうだったんだと思いますが、その代わりに、葉たばこを作っておられる農家というのがおられるんですが、その葉たばこのあれは全量買い取れと。ところが、御存じかと思いますが、日本の葉たばこはうまくない、そういう評判なんだ。バージニアの方がうまい、安い。みんなあっち買いたいというのは駄目だと、必ず日本のたばこの葉たばこを使ってやるんだという条件も付けられて、葉たばこ業者は今どれくらいいるんだか知りませんが、それぐらいの数の補償を全額日本たばこが請け負ったという記憶もありますので、多分そのままになっているはずだと思っております。

いろんな意味で、これはそんな簡単な話だとは思いません。

○松沢成文君 たばこの公共性の説明には全くなっていないような気がしますけれども、ちょっと先に進みますね。

それでは、J Tというのはたばこ事業を独占的にやるという形でやってきているわけですが、このJ Tが何と言っているか。

小泉社長はこう言っているんです。世界ナンバーワンたばこメーカーを目指す。いやあ、勇ましいですね。国際競争力を高めるためには完全民営化が不可欠だと、こうも言っているんですね。現在も、新株発行、たばこの販売価格などの様々な面で国の許可を得る必要があり、国内市場の減少が続く中、経営の自由度を高めなければ生きられないとの危機感を強めている。もうJ Tは民営化してくれと言っているんです。

それから、総理の元家庭教師、本田顧問。やっぱり先生だけあっていいこと言っていますよ。問題なのは、国の関与が残っていると社内でエクスキューズに使われるおそれがあることだと。確かにそのとおりだと思います。加えて、J T株放出は国家財政の貢献にもつながると。現在のJ Tの株は四十万前後で推移しており、政府が保有株式を全て売却すると二兆円ものお金が国庫に入って国家財政にも役立つと言っているんですね。

木村会長も同じようなことを言っています。J Tがたばこの国内生産を独占しているため、こんなことはJ Tにとって何のメリットもないと。J Tが競争力を維持するには、政府は関税の復活とか、ちょっと時代遅れなこと言っていますが、完全民営化に向けた議論を急ぐべきだと、こう言っているんですね。

今まで、政府の現業を民営化するときに反対していたのはその本体の人たちなんですよ。郵政事業民営化だって、改革派の方か分からないけどこういう議論があると。そうすると、

郵政公社が、いやいや、民営化なんかにしちゃ駄目だと、国が関与してやらないと郵政のユニバーサルサービスが守れない。道路公団の民営化だというと、いや、道路こそ公共性があるんだと、道路公団しっかり守らなきゃいけないとって、本体が反対していたんです。

ただ、これ、たばこについては、本体のJ Tは、国の関与があるから自由な経営ができないうんだと、とにかく早く完全民営化させてくれと本体のJ Tが言っているのに、それを民営化させない理由がどこにあるんでしょうか。

たばこ農家とおっしゃっていた。もうたばこ農家は、J Tができたとき七万八千軒あった。今財務大臣、何軒だと思えますか。三千軒しかないんですよ。(発言する者あり) あっ、今六千軒しかないんですよ、六千軒。これ十分の一以下に減っちゃっているんですね。ですから、もうたばこは内外価格差が三倍から五倍ありますから、これをJ Tに高いお金で買わせて経営しろというのもJ Tもかわいそうなんです。たばこ農家というのはみんな兼作ですから、たばこだけ作っている農家じゃないんですよ。ですから、たばこをやめてもほかの農作物でやっていける農家が多いんですね。ですから、こんな古い利権を守り続けていても、これ全く日本のたばこ改革は進まないんですね。

大臣、本田顧問も言っています。一刻も早く民営化してくれと。やっぱり、一民間会社として世界の中で勝負させてくれと、こうJ Tの方が言っているんですよ。今、たばこの公共性というのはもう全くなくなって、たばこは規制すべき製品なんです。是非とも、大臣、J Tの民営化の方針、これこそが構造改革です。出していただきたいと思いますが、そこは総理大臣として答えていただきたい。

○国務大臣(麻生太郎君) 資産を売ったら二兆円。毎年二兆円入っているんですよ。一回売っちゃったら二兆円で終わりですか。そんな数字違うでしょう、その数字の前提も。毎年二兆円入っているのよ。そうしたら、今売ったらたった二兆円って、それ一回で終わっちゃうじゃない。(発言する者あり) 違うじゃない、今の言っている話は。毎年二兆円入ってきているんですよって、それは大きなものですよ、もう。毎年二兆。ちょっと待ってくださいよ、これは。上がるのは、上がるのは……(発言する者あり) もちろんそうですよ。すごく大事なことを言っているつもりなんだから、大事なことを理解するほど小川さん頭悪くないと思いますので。

はっきり言って、私ども、少なくとも、間違いなく農家というものを見捨てるという話にはなかなか簡単には乗れません。それがまず一つです。

二つ目。やっぱりたばことして、毎年二兆の収入というのは、この財政厳しい折に二兆を失うということになりかねない。民営化されたら間違いなく潰れないという保証はありませんから。二つ目。

当然海外からどんどん入ってきますから、それは当然競争をしてもらわなきゃいかぬことは確かですよ。しかし、今間違いなくその競争をした上で、この条件下で間違いなく黒字を出して、利益出しているわけでしょう、利益を。少なくともそれで、これは赤字になるから、大変だからみんなで保護しろと最初に言ったのが、経営能力があったおかげでこの十年

間で黒字になったんです、立派な。しかも、国内市場だけでなく海外に出ていった。日本のたばこの売上げが三千億本ぐらいだったものが今二千億本を切ったと思いますけれども、それでも今、黒にしている。

そして、三千億本が二千億本に減り、喫煙者の、成人男子の約七八%が吸っていたものが今三〇%前後というところまで来たんですが、がんは減りましたかね、肺がんというのは。どれぐらい減ったんです。教えてくださいよ。(発言する者あり) いや、健康に悪いからと言っているから。健康に悪いって、肺がんが悪いからという話だったんでしょう。だから、肺がんってどれぐらい減ったんです。是非僕は教えてもらわないと、これは説得力を持たぬと思いますけれどもね。

○松沢成文君 今の大臣の議論だと、国民の健康よりもたばこ税収とJTからの配当金の方が重要だと言っているんですね。

今、日本国はWHOのたばこ規制枠組条約に入っているんです。この条約というのは、たばこは健康に悪いから、日本もそれを認めて入っているんですよ。だから、たばこの消費を減らして禁煙化を進めようという条約に入っているんです。その国が、たばこの今までの利権があるから、だから税金も上がってくるし、株の配当金もあるから、そっちの方が大事だからたばこの健康の問題なんか何にもやらなくていいと、こう聞こえますよね。

ちょっとたばこ利権の構図というのを作りました。(資料提示) これ、皆さんよく見てください。財務省、JT、葉たばこ農家あるいは小売店、そして族議員、この四つがもう完全にたばこ事業法、JT法の下で癒着しちゃっている。財務省は、JTに監督して、製造独占を許し、小売許可を与え、天下りを送っている。JTは、たばこ税を納付して、株の配当金も財務省に納付して、天上がりも送っている。JTとたばこ農家とたばこ小売の関係は、葉たばこの全量買上げ、あるいは小売や自動販売機の許可手続、ここで完全にくつついちゃっているわけです。そして、これを応援する議員の皆さんはJTから選挙で応援してもらい、たばこの農家から、小売商の方々から選挙で応援してもらい、そしてたばこ事業法をみんなですべて守って利益のたらい回しをしていこうというんですね。

ですから、これはたばこという財について、社会主義体制でみんなで利益を守っていこうと。だって、生産独占ですもの。社会主義体制ですよ。こんなことをやっている国、日本だけです。中国以外。今、たばこというのは自由に国際的にたばこ会社が競争しているんです。でも、たばこ規制枠組条約の下で厳しいたばこ規制の中で商売しているんです。日本は、このたばこ利権があるから、まずたばこ税収、それからみんなの既得権益保護で、全くたばこの健康なんということを考えられない状況になっているんですね。これ、岩盤規制という言い方ありますが、岩盤利権ですよ。これこそ利権じゃないですか、皆さん。みんなで、だってたばこ健康の問題なんかどこも考えられていないんですから。

総理、こういう利権をぶっ壊すのが構造改革なんです。小泉元総理も、道路利権、郵政利権、頑張っつてぶっ壊してきたんですよ。もうたばこ、たばこなんかは国が守る公共性は全くないんです、残念ながら。だから、世界の国々では条約を作ったばこの消費を減らしてい

るんですよ。この構造改革、是非とも総理、やっていきましょう。いかがでしょうか。

○国務大臣（麻生太郎君） 残念ながらという言葉は、今のところは不適切な言葉だから取り消されておいた方がいいですよ。

それから、労働組合による選挙応援というのは、これはそちらは選挙応援してもらっているの。こちらはない。（発言する者あり）みんなの党にはないという話ですね、これは。ああ、そういうことですか。いや、労働組合による選挙応援、自民党には余りないなと思った記憶があったものですから、ちょっと正直、私らにとりましてはなかなか付いていかないところがあったので、民主党の方はあるのかなと思いつつ、羨ましいなと思いつつちょっと伺いましたけれども。

いずれにいたしましても、私どもから見ますと、今のお話で、これが全てたばこ利権の構図として全てでき上がったような話になりますけれども、一番肝腎なことは、私どもは、健康やら何やらに関しては、もうたばこの広告はできなくなった、いろんな形で日本たばこが協力をしてきているのはもう御存じのとおりですよ。

だから、どんどんどんどんいろんな形でたばこを減らされてきて、現実問題たばこの数量の絶対量は減っていることも確かですから、そういった意味では、私どもとしては、こういったものが、そういった前提でありながら、こういった嗜好品としてこれがまだ少なくともここに存在しておりますので、これを私、愛好している方、二千億本吸っておられる方が世の中におられるわけですから、日本の国内だけで。それで国外でもということになっておりますけれども、私どもとしては、こういったものから確実に得られる、嗜好品から得られる二兆円というお金は極めて私どもにとっては大きなお金だと思って、財政構造改革をやる立場上からいうと、これをばいという気にはとてもではないけどなれる状況にはございません。

○松沢成文君 このチャートを見てください。たばこ事業法、これに基づいてたばこ利権ができていくわけですが、これは、我が国のたばこ産業の健全な発展を図り、もって財政収入の安定的確保及び国民経済の健全な発展に資することを目的とする。そしてまた、日本が二〇〇四年に入ったWHOのたばこ規制枠組条約、その三条の目的はこう書いてあるんです。たばこの消費及びたばこの煙にさらされることが健康、社会、環境及び経済に及ぼす破壊的な影響から現在及び将来の世代を保護することを目的とする。

これは厚生労働省の担当かもしれませんが、最後はちょっと総理、教えてください。たばこ事業法とたばこ規制枠組条約、これ目的が百八十度違うんです。片やたばこ産業の発展、そして片や国民の健康を守るためにたばこを規制しなきゃいけないとなっているんです。これ、両方やろうとするからダブルスタンダードなんですよ。もしたばこ事業法を守り抜きたいなら、日本は条約から撤退をすべきだし、もし条約に入ってやるんだったら……

○委員長（山崎力君） そろそろおまとめください、質問を。

○松沢成文君 たばこ事業法を廃止すべきなんですよ。総理、これは一国の総理大臣としてどういう方向を目指すのか、教えてくださいたいと思います。

○委員長（山崎力君） 時間ですので、総理、簡便にお答え願います。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） 今委員が御指摘になりましたたばこ規制枠組条約は、たばこの健康に対する悪影響を減らして人々の健康を改善することを目指しているものでありまして、各国の実情に応じまして、実情を踏まえ、受動喫煙の防止のほか、健康に関する警告告示、そして広告規制等を行うことを定めたものでありまして、我が国におきましてもこの規制が行われているところであろうと思います。

一方、たばこ事業法においては、条約に定められた表示や広告等の規制をたばこ事業者に対して実施するための規定が置かれているところでございまして、たばこ事業法はこうした点を、たばこ産業の健全な発展を図るという政策目的を有するものでありますが、こうした点を踏まえれば、条約に矛盾するとは考えておりません。

○松沢成文君 以上で終わります。

○委員長（山崎力君） 以上で松沢成文君の質疑は終了いたしました。（拍手）